答申行政第１２０号

答　　申

第１　審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和６年５月３１日付け、保医第５５号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　審査請求人は、令和６年５月９日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成８年岡山県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定により、実施機関に対して、次の（１）から（６）までに列挙する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（１）令和３年５月２４日付第１準備書面の５頁（４）提供した情報と提供先欄の、担当ケアマネージャーと民生委員と情報共有した「正当な根拠」がわかるもの

（２）令和３年５月２４日付第１準備書面の５頁（４）提供した情報と提供先欄の、岡山県組織である備中県民局保健福祉部職員と情報共有した「正当な根拠」がわかるもの

（３）担当ケアマネと民生委員へ請求人と亡母〇〇の個人情報を提供したのは、「原告の母及び原告」の生命、身体の保護のため必要であったなどと言うが、そのような危険性があったと判断した「根拠」がわかるもの

（４）担当ケアマネと民生委員へ請求人と亡母〇〇の個人情報を提供したのは、「原告の母及び原告」の生命、身体の保護のため必要であったなどと言うが、担当ケアマネと民生委員へ「請求人と亡母〇〇の個人情報」を提供したら、「原告の母及び原告」の生命、身体の保護ができると判断した「根拠」がわかるもの

（５）令和３年５月２４日付第１準備書面の５頁の末尾４行目以降で備中局保健福祉部職員への提供は正当だというがその「根拠」がわかるもの

（６）令和３年５月２４日付第１準備書面の５ページ末尾２行目以降の相談者への提供は、原告及び原告の母の生命身体の保護のために必要であったなどいうがそのように判断した「根拠」がわかるもの

２　実施機関は、本件開示請求（１）から（６）までに係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、それぞれ、次の（１）から（６）までに列挙する公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和６年５月３１日付けで審査請求人に通知した。

（１）令和３年２月１２日付け答弁書

（２）令和３年２月１２日付け答弁書

（３）担当ケアマネと民生委員へ請求人と亡母〇〇の個人情報を提供したのは、「原告の母及び原告」の生命、身体の保護のため必要であったなどと言うが、そのような危険性があったと判断した「根拠」がわかるもの

（４）担当ケアマネと民生委員へ請求人と亡母〇〇の個人情報を提供したのは、「原告の母及び原告」の生命、身体の保護のため必要であったなどと言うが、担当ケアマネと民生委員へ「請求人と亡母〇〇の個人情報」を提供したら、「原告の母及び原告」の生命、身体の保護ができると判断した「根拠」がわかるもの

（５）令和３年２月１２日付け答弁書

（６）令和３年５月２４日付第１準備書面の５ページ末尾２行目以降の相談者への提供は、原告及び原告の母の生命身体の保護のために必要であったなどいうがそのように判断した「根拠」がわかるもの

３　本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次表に掲げるものであった。

なお、下表の文書欄の数値は、本件対象公文書の番号を示すものである。

文書	開示しない部分	開示しない理由	
（１） （２） （５）	初回期日、事件番号、原告の氏名	条例第７条第２号	・「初回期日」、「事件番号」、「原告の氏名」を開示すれば、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第９１条第１項に基づき、原則として、訴訟記録の閲覧が可能となり、当該記録に含まれる記述によって特定の個人を識別することができる蓋然性が飛躍的に高まるため。 ・「原告の氏名」は、それ自体、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。 ・なお、左記の開示しない部分は、同号イないしハのいずれにも該当しない。
	訴訟代理人弁護士の印影	条例第７条第３号	・当該印影は、弁護士が職務上作成した文書が真正に成立していることを示す認証的機能を有している。これを開示することは、偽造等によって当該弁護士の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 ・なお、左記の開示しない部分は、同号イないしハのいずれにも該当しない。
	「第３　被告の主張」の「１」及び「２」の一部	条例第７条第２号	・原告が抱えているトラブルや悩み、心身の状況などは、通常他人に知られたくない当該個人の私的な情報に該当する。したがって、当該情報自体からは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ

			り、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たるため。 ・なお、左記の開示しない部分は、同号イないしハのいずれにも該当しない。
（３） （６）	全部	条例第７条第２号	・個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。 ・なお、請求のあった公文書は、同号イないしハのいずれにも該当しない。 ・また、非開示情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないため。
（４）	全部	―	開示請求に係る公文書（条例第２条第２項参照）を作成し、及び取得しておらず、保有していない。

４　審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、令和６年６月２８日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

５　実施機関は、条例第１７条の規定により、令和６年９月９日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

岡山県知事伊原木隆太氏が、令和６年５月３１日付「保医第５５号」により審査請求人に対してした「公文書一部開示決定処分」を取り消し「根拠」を全部開示することを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、それぞれの「根拠」を求めたのであり、「答弁書」の開示を求めていないので、完全に的外れである。

実施機関は、「答弁書」を「開示請求対象文書」だと勝手に特定しているが、開示請求公文書を特定する権能は審査請求人にあり、実施機関にはないので、実施機関が勝手に公文書の特定をすることはあり得ず、本件処分は、違法不当であるから取り消すべきである。

本件開示請求（１）の担当ケアマネージャーと民生委員と情報共有した「正当な根

拠」がわかるものについては、審査請求人は、情報を「担当ケアマネージャーと民生委員」へ提供及び収集できる「法的根拠」（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年岡山県条例第５０号）による改正前の岡山県個人情報保護条例（平成１４年岡山県条例第３号。以下「旧岡山県個人情報保護条例」という。）に定められている）の開示を求めたのであるから実施機関の判断は、完全に失当である。

実施機関は、本件の争点をはぐらかすために「答弁書」を本件の「開示請求対象文書」としたことは明白であり、以下、実施機関の弁明、主張は、全て本件の争点隠しのために行われたもので、論評に値しないので、本件処分を取り消して「法的根拠」の開示を求める。

備北保健所職員が、当時の旧岡山県個人情報保護条例に違反して審査請求人と亡母の個人情報を違法不当に扱ったことは明白である。その該当条項は、第３条２項、第６条１項、２項、第７条、第８条２項であるが、備北保健所職員の行った行為は、完全に違法である。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

（１）本件対象公文書（１）、（２）及び（５）の特定について

本件開示請求の公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の「請求する公文書の件名又は内容」の欄には、「わかるもの」と記載されており、これらはいずれも請求する公文書の内容であると認められることから、その内容を含む公文書を実施機関において判断せざるを得ない。また、本件開示請求書に記載された請求する公文書の内容からすると、本件開示請求の対象となる公文書は、いずれも単なる事実が記載された公文書ではなく、特定の情報を共有したという行政庁の判断及び当該判断の正当性を基礎づける根拠が読み取れる内容が記載されている公文書であると認められる。

例えば、本件開示請求（１）では、請求する公文書の内容として、「情報共有した「正当な根拠」がわかるもの」と記載されているが、これを本件開示請求書に添付された令和３年５月２４日付け、第１準備書面と併せて読むと、備北保健所は、電話で受け付けた相談に対応するため、ケアマネージャーとの連携の必要、民生委員への状況の確認の必要を認めたことから、担当ケアマネージャーと民生委員と情報共有したこと及びその正当性を基礎づける根拠が内容として含まれている公文書の開示を請求しているものと解される。

一般的に、このような行政庁の判断は、関係法令をはじめとする職務基準に、前提となる事実を当てはめてなされる。本件では、保健所が受け付けた相談内容を職務基準である地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）、岡山県行政組織規則（昭和４１年岡山県規則第３２号）に当てはめてみると、当該相談に対応することは、地域住民の健康の保持及び増進に関する事項について、調整、指導することを所掌する保健所として、当然の職務行為であり、正当性、適法性が認められると行政庁は判断したということであり、そのことが、根拠も含めて、令和３年２月１２日付

け、答弁書（以下「本件答弁書」という。）の主に３及び４において記載されている。

以上のことから、確かに、審査請求人は「請求する公文書の件名」欄に「答弁書」とは記載していないが、実施機関は、請求する公文書の内容が記載されている公文書として、本件答弁書を特定したものである。

そして、住民の健康の保持及び増進について調整、指導することは保健所の職掌であるため、相談を受け付け、相談の対象者の支援について介入の要否等を含めて判断するために、当該対象者等の生活状況などを関係機関等から情報収集し、連携する関係機関等と協議するために情報共有したものであることから、当該答弁書には、審査請求人が請求する「根拠」も含まれており、また、業務上必要となる範囲を超えるものでないことから、争点をはぐらかしていることはないものであって、この点に完全に的外れである事由はなく、本件審査請求には理由がない。

本件開示請求（２）及び（５）に係る公文書についても、同様の理由から、実施機関は、請求する公文書の内容が記載されている公文書として、本件答弁書を特定したものであり、当該答弁書には、審査請求人が請求する「根拠」も含まれており、この点に完全に的外れである事由はなく、本件審査請求には理由がない。

なお、仮に、審査請求人が主張するように、実施機関に開示請求対象公文書を特定する権能はないということになれば、請求する公文書の内容を記載した開示請求への対応というのは困難となり、県政に関する情報を広く公開することにより、県民の県政に対する理解と信頼を深めるとともに、県政の推進に寄与しようとする条例の趣旨、目的が害されてしまい、妥当でないと考える。

（２）本件対象公文書（３）及び（６）について

実施機関は、本件対象公文書（３）及び（６）については、非開示処分をしており、本件答弁書を開示していない。このため、審査請求書の「第５項　審査請求の理由」の記載は、実施機関が本件対象公文書（３）及び（６）を非開示としたことに対する審査請求の理由としては失当である。

その上で、実施機関が、本件対象公文書（３）及び（６）と特定した公文書に記録されている事実が、本件開示請求（３）の「そのような危険性」があったこと及び本件開示請求（６）の「原告及び原告の母の生命身体の保護のために必要であった」ことを基礎付けていると認められるが、当該記載箇所については、条例第７条第２号に該当すると判断し、また、非開示情報を除いた部分に有意な情報が記載されていないことから、非開示としたものである。

（３）本件対象公文書（４）について

実施機関は、本件対象公文書（４）については、非開示処分をしており、本件答弁書を開示していない。このため、審査請求書の「第５項　審査請求の理由」の記載は、実施機関が本件対象公文書（４）を非開示としたことに対する審査請求の理由としては失当である。

もっとも、本件対象公文書（４）については、実施機関は、作成し、及び取得しておらず、保有していないことを開示しない理由としていること、一方で、審査請求人は、審査請求の趣旨として、全部開示することを求めていることから、本件対

象公文書（４）を実施機関が保有していることを前提に、全部開示を求めている可能性も否定できない。

この点については、まず、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）の適用事例に係る行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく取消訴訟においてではあるが、最高裁判所平成２６年７月１４日第二小法廷判決（平成２４年（行ヒ）第３３号）は、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うと判示していることから、本件審査請求においても、これに準じて、本件対象公文書（７）を実施機関が保有しているというのであれば、審査請求人が、審査請求の理由において、実施機関が当該公文書を保有している旨を主張、立証するべきであるが、この点について記載が全くない。

また、仮に審査請求人にかかる主張、立証責任がないとしても、本件開示請求（４）では、請求する公文書の内容として、「担当ケアマネと民生委員へ「請求人と亡母〇〇の個人情報」を提供したら、「原告の母及び原告」の生命、身体の保護ができると判断した「根拠」がわかるもの」と記載されているが、本件開示請求書に添付された令和３年５月２４日付け、第１準備書面には、担当ケアマネージャーと民生委員へ請求人と亡母〇〇の個人情報を提供したら、原告の母及び原告の生命、身体の保護ができると判断したとの記載はなく、担当ケアマネージャーと民生委員への情報の提供が「人（原告の母及び原告）の生命、身体の保護のために必要である。」と記載しているにすぎない。また、担当ケアマネージャーと民生委員へ情報提供することが、人の生命、身体の保護につながり得るとはいえても、単に情報提供するだけで、人の生命、身体の保護ができると断定的に判断できる場面は、社会通念上、想定困難であり、本件開示請求（４）のような内容の文書を公文書として作成することは非現実的である。

よって、実施機関は、本件対象公文書（４）を作成し、及び取得しておらず、保有していないのであって、こうした文書を作成していないとしても、そもそも違法・不当な事由でもないし、作成しないことに合理性もあると考えられことから、この点においても、審査請求人の請求は認められない。

（４）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、根拠規定として、旧岡山県個人情報保護条例に定められている規定を開示請求したと主張していると思われるが、本件開示請求書においては、開示する公文書の内容として、旧岡山県個人情報保護条例については全く記載がない。仮にそこまで請求内容を絞り込んでいるのであれば、審査請求人において、本件開示請求書に明示することは容易であり、また、そうすべきであったと考えられることから、当該主張は認められないと考える。

また、審査請求人は、実施機関の弁明、主張は全て本件の争点隠しのために行われたもので、論評に値しない、また、備北保健所の行った行為は完全に違法であると主張しているが、行政不服審査法における審査請求は、行政庁の違法又は不当な処分等に対する不服を申し立てる制度であるため、本件処分が違法又は不当な処分

であったかを問題にして主張すべきであるところ、これらの主張は、本件処分の違法又は不当に関する主張とは認められず、その上で、実施機関としては、本件開示請求書の請求する公文書の内容が記載された公文書の一部開示決定をしたにすぎず、この点に違法又は不当な点はないと考える。

第５　審査会の判断

１　本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第２の１に掲げる公文書である。

２　本件対象公文書に係る条例の規定について

（１）条例第７条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

第７条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一　略

二　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ　略

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ　略

四～七　略

（２）条例第８条は、公文書の一部開示について次のように定めている。

第８条　実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（３）条例第１１条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

第１１条　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するとき

は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

２・３　略

３　本件対象公文書（１）、（２）及び（５）の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が開示した答弁書では根拠規定が開示されておらず、また、ケアマネージャーと民生委員との情報共有については、旧岡山県個人情報保護条例に定められている法的根拠の開示を求めたものであると主張している。

一方で、実施機関は、本件答弁書の主に第３の３及び４に岡山県の判断及び根拠規定の記載があり、旧岡山県個人情報保護条例に係る開示請求については、本件開示請求書においては、開示する公文書の内容として全く記載がないことから、本件答弁書を本件対象公文書（１）、（２）及び（５）として特定したことは妥当であると説明している。

審査会において、これらの主張及び説明を踏まえ、本件答弁書について、実施機関が非開示とした部分についてはインカメラ審理を行って見分したところ、当該答弁書の第３の３及び４において、備北保健所は、地域保健法及び岡山県行政組織規則に基づいて設置された保健所であり、同保健所が当該答弁書の第３の２に記載された相談（以下「本件相談」という。）を受けこれを取り扱うのは、地域保健法及び岡山県行政組織規則に規定された保健所の業務で、そのために情報を取得し、関係機関と情報を共有することは当然の職務行為である旨が記載されているところ、地域保健法第６条において、「保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。」と規定され、同条第１４号において、「その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項」が掲げられており、地域住民の健康の保持及び増進に関する事項に係る調整や指導を求める相談を受けて、必要な調整等を行うことは、同条に規定する保健所の業務に当たると認められる。

そして、備北保健所が、本件相談に対応するために必要となる個人情報を収集し、又は連携する関係機関と情報を共有することは、当該調整等を行う業務の遂行のために利用する目的での個人情報の収集、利用又は提供と認められ、また、備北保健所が、当該収集等をした個人情報を当該利用目的以外の目的のために利用等したと推察すべき事情も認められない。

よって、本件答弁書は、その記載内容によって、備北保健所において、本件開示請求（１）の「担当ケアマネージャーと民生委員と情報共有した」こと、本件開示請求（２）の「備中県民局保健福祉部職員と情報共有した」こと及び本件開示請求（５）の「備中局保健福祉部職員への提供は正当だという」ことの根拠が分かるものであると認められることから、本件答弁書を本件対象公文書（１）、（２）及び（５）と特定した実施機関の判断に、不合理な点は認められない。

なお、備北保健所による本件相談に係る個人情報の利用は、前記のとおり、地域保健法等に規定された保健所の業務の遂行のために利用する目的の範囲内で行われているものであることから、旧岡山県個人情報保護法に関する審査請求人の主張は採用できない。

４　非開示理由に係る条例の該当性について

（１）本件答弁書における非開示部分について

本件答弁書において、実施機関が非開示情報に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見分し、具体的に検討した。

まず、初回期日、事件番号及び原告の氏名については、これらを開示すれば、民事訴訟法による訴訟記録の閲覧によって特定の個人を識別することができる蓋然性が飛躍的に高まり、また、原告の氏名は、それ自体が、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであると認められる。また、第３の１及び２の一部については、原告が抱えるトラブルや悩み、心身の状況などが記載されており、こうした情報は、通常他人に知られたくない当該個人の私的な情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。そして、いずれの情報についても、非開示情報の例外に当たると判断される特段の事情も認められないことから、これらの情報が条例第７条第２号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

また、訴訟代理人弁護士の印影については、弁護士が職務上作成した文書が真正に成立していることを示す認証的機能を有していることから、これを開示することは、偽造等によって当該弁護士の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められ、非開示情報の例外に当たると判断される特段の事情も認められないことから、条例第７条第３号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

（２）本件対象公文書（３）及び（６）の非開示について

本件対象公文書（３）及び（６）について、実施機関が非開示とした文書を、審査会においてインカメラ審理により見分したところ、当該文書には、本件開示請求（３）の「そのような危険性があった」と判断した根拠及び本件開示請求（６）の「生命身体の保護のために必要であった」と判断した根拠と認められる事実が記録されていると認められ、こうした情報は、通常他人に知られたくない当該個人の私的な情報に該当し、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、いずれの情報についても、非開示情報の例外に当たると判断される特段の事情も認められないことから、これらの情報が条例第７条第２号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

その上で、いずれの文書においても、当該文書の当該条例第７条第２号該当部分を除いた部分には、有意の情報が記録されていないと認められることから、本件対象公文書（３）及び（６）を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

（３）本件対象公文書（４）が「不存在」との説明の妥当性について

実施機関は、本件開示請求（４）では、請求する公文書の内容として、「担当ケアマネと民生委員へ「請求人と亡母〇〇の個人情報」を提供したら、「原告の母及び原告」の生命。身体の保護ができると判断した「根拠」がわかるもの」と記載されているが、本件開示請求書に添付された令和３年５月２４日付け、第１準備書面

には、担当ケアマネージャーと民生委員へ請求人と亡母〇〇の個人情報を提供したら、原告の母及び原告の生命、身体の保護ができると判断したとの記載はなく、また、担当ケアマネージャーと民生委員へ情報提供することが、人の生命、身体の保護につながり得るとはいえても、単に情報提供するだけで、人の生命、身体の保護ができると断定的に判断できる場面は、社会通念上、想定困難であり、本件開示請求（４）のような内容の文書を公文書として作成することは非現実的であって、作成し、及び取得しておらず、保有していないと説明しているところ、この説明に、特段、不自然な点は認められない。

５　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が本件答弁書を開示請求対象文書だと勝手に特定していることが違法不当であるため、本件処分は取り消されるべきであると主張しているが、本件開示請求書の「開示請求する公文書の件名又は内容」欄には具体的な公文書の件名が記載されていないことから、実施機関において開示請求の対象となった公文書を特定する必要があり、その上で、実施機関が本件答弁書を本件対象公文書（１）、（２）及び（５）と特定したことは、前記のとおり妥当であることから、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人のその他の主張はいずれも本件処分の当否に関するものとは認められず、審査会の判断を左右するものではない。

６　結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

第６　審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
令和６年　９　月　９　日	実施機関から諮問を受けた。
令和６年１１月２６日 （審査会第１回）	事案の審議を行った。
令和６年１２月２４日 （審査会第２回）	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和７年　２　月２６日 （審査会第３回）	事案の審議を行った。
令和７年　３　月２５日 （審査会第４回）	事案の審議を行った。
令和７年　５　月２６日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏　　名	職　　名	備　　考
会　長 南　川　和　宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森　　智　幸	弁護士	
荒　井　佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩　﨑　香　子	弁護士	第一部会委員
伊　藤　　健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊　田　ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中　富　公　一	岡山大学名誉教授	
福　田　伸　子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。